

地域在宅医療推進費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋在宅医療ひまわりネットワーク(以下「ひまわりネット」という。)が実施する事業に対して地域在宅医療推進費交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則第50号)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、ひまわりネットが実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 在宅医療の提供体制の整備に資する調査、情報収集、研究及びその成果の普及
- (2) 在宅医療に係る方々の連携及び技術力の強化についての検討
- (3) 在宅医療に係る人材の育成に資する研修
- (4) 在宅医療に関する市民への啓発
- (5) その他在宅医療の提供体制の整備に関し必要な事業

(交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。この場合において、懇親会費等当該事業の直接経費とならない経費は、交付金の対象経費としない。

2 国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合において、当該補助金等の対象となる経費は、交付金の対象経費としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

別表

交付対象経費		
(1) 報償費	・ 報償金 ・ 賞賜金	講師謝礼、イベント出演者・出演団体謝礼 賞賜金
(2) 旅費		視察等旅費
(3) 需用費	・ 消耗品費 ・ 食糧費 ・ 印刷製本費 ・ 修繕料	会議・イベント用消耗品費、図書購入費 委員茶代、出演者茶代、出演者昼食代 チラシ・ポスター・報告書・プログラム・冊子・マップ印刷費 備品修繕料
(4) 役務費	・ 通信運搬費 ・ 手数料 ・ 筆耕翻訳料 ・ 保険料	郵送用切手代、書類・使用物品等送料 振込手数料 速記・反訳料 傷害保険料、賠償責任保険料
(5) 委託料		会場設営費、ホームページ管理費、研修委託料
(6) 使用料及び賃借料		施設使用料、物品・設備賃借料
(7) 備品購入費		会議・イベント用備品購入費、図書購入費